

●所得金額調整控除の創設

下記の(A)または(B)に該当する場合、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(A)給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合

- ア. 特別障害者に該当する
- イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ウ. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額=(給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円)×10%

(B)給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等にかかる雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等にかかる雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額=(給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)+公的年金等にかかる雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円))-10万円

※(A)と(B)の両方に該当する場合は、(A)の控除後に(B)の金額を控除します。

●合計所得金額要件の改正

給与所得控除等や基礎控除の引き下げに伴い、障害者などに対する住民税非課税措置の合計所得金額の要件や、各種控除を受けるため、同一生計配偶者や扶養親族などの合計所得金額の要件も見直されます。

要件等	改正後	
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	48万円以下	
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額	48万円超133万円以下	
勤労学生控除の合計所得金額	75万円以下	
家内労働特例(必要経費の最低保障額)	55万円	
障害者、未成年、寡婦、ひとり親に対する非課税措置の合計所得金額	135万円以下	
均等割の非課税基準における合計所得金額	同一生計配偶者および扶養親族を有しない場合	28万円+10万円
	同一生計配偶者または扶養親族を有する場合	28万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+16万8千円
所得割の非課税基準における総所得金額	同一生計配偶者および扶養親族を有しない場合	35万円+10万円
	同一生計配偶者または扶養親族を有する場合	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+32万円

●ひとり親への課税の見直し

性別や婚姻歴の有無に関わらず、生計を同じとする子を扶養親族とする合計所得金額500万円以下の单身者にはひとり親控除が適用されます。さらに合計所得が135万円以下であるひとり親に対しては個人住民税が非課税となります。

配偶関係		死別	離別	未婚のひとり親
本人所得		~500万	~500万	~500万
本人が女性	有	子	30万	30万
	子以外	26万	26万	-
本人が男性	有	子	30万	30万
	子以外	-	-	-

令和3年度の個人住民税



令和3年度から個人住民税に適用される主な改正内容を紹介します。

●給与所得控除と公的年金等控除から基礎控除への振り替え

給与所得控除と公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律10万円引き上げます。

●基礎控除の改正

- ・基礎控除額が10万円引き上げられます。
- ・合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者についてはその合計所得金額に応じて控除額が減額し、合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者については基礎控除の適用はできないこととされます。

合計所得金額	基礎控除額
2400万円以下	43万円
2400万円超2450万円以下	29万円
2450万円超2500万円以下	15万円
2500万円超	適用なし

●給与所得控除の改正

- ・給与所得控除が一律10万円引き下げられます。
- ・給与収入が850万円を超える場合は給与所得控除額の上限額が195万円に引き下げられます。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超180万円以下	収入金額×40%-10万円
180万円超360万円以下	収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円

●公的年金控除の改正

- ・公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。
- ・公的年金等収入が1000万円を超える場合には公的年金等控除の上限額が195万5千円に引き下げられます。
- ・公的年金等以外の合計所得金額が1000万円を超える場合には公的年金等控除額を10万円引き下げ、所得金額が2000万円を超える場合は更に10万円引き下げます。

受給者の区分	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得金額		
		1000万円以下	1000万円超2000万円以下	2000万円超
65歳以上 (S31年1月1日以前に生まれた方)	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超410万円以下	(A)×25%+27万5千円	(A)×25%+17万5千円	(A)×25%+7万5千円
	410万円超770万円以下	(A)×15%+68万5千円	(A)×15%+58万5千円	(A)×15%+48万5千円
	770万円超1000万円以下	(A)×5%+145万5千円	(A)×5%+135万5千円	(A)×5%+125万5千円
65歳未満 (S31年1月2日以後に生まれた方)	1000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円
	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超410万円以下	(A)×25%+27万5千円	(A)×25%+17万5千円	(A)×25%+7万5千円
	410万円超770万円以下	(A)×15%+68万5千円	(A)×15%+58万5千円	(A)×15%+48万5千円
	770万円超1000万円以下	(A)×5%+145万5千円	(A)×5%+135万5千円	(A)×5%+125万5千円
1000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円	